

防整施第6927号
28.3.31

大臣官房長
地方協力局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

整備計画局長
(公印省略)

建設工事に係る技術業務における共同体の取扱いについて（通知）

標記について、技術業務（建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（防整施（事）第144号。28.3.31）に規定する技術業務をいう。）における共同体（二以上の事業者が業務を共同連帯して行うことを目的とする共同体をいう。以下同じ。）の取扱いについては、別紙のとおり定め、平成28年4月1日以降に入札公告又は手続開始の公示を行うものから適用することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、建設工事に係る技術業務における共同体の取扱いについて（防整施第15596号。27.10.1）は、平成28年3月31日限りで廃止する。

添付書類：別紙

配布区分：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

1 対象業務

建設工事に係る技術業務（建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（防整施（事）第144号。28.3.31）の別紙第2項に規定する技術業務をいう。以下「技術業務」という。）において共同体の参加を認める業務は、複数の企業の優れた技術力を結集することにより、契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号。以下「訓令」という。）第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）が当該業務の品質確保に資することが期待できる業務と認めるものとする。

なお、対象業務において調達手続を行うに際しては、共同体以外の有資格業者（以下「単体有資格業者」という。）についても参加を認めるものとする。

2 共同体の内容

共同体の内容は、次のとおりとし、当分の間、構成員の数及び出資比率に関する要件は付さないものとする。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、当該発注に係る業務内容に対応する業種区分の競争参加資格の決定を受けた者による組合せとする。また、業務内容に応じて、異なる業種区分の組合せによる共同体も認めるものとする。

(2) 業務形態

構成員は、その技術力を結集して業務を実施するものとし、それぞれ優れた技術を有する分野を分担するものとする。

この場合において、構成員の分担業務は、技術力を結集して業務を実施するという共同体の目的に照らして必要以上に細分化しないものとする。

構成員の分担業務は、業務の内容により、共同体協定書において明らかにするものとする。

なお、一の分担業務を複数の構成員が共同して実施することは、認めないものとする。

(3) 構成員の技術的要件

構成員は、その分担業務ごとに、担当（主任）技術者を配置するものとする。

また、代表者たる構成員は、管理技術者1名を配置するものとする。

(4) 代表者要件

代表者は、構成員において決定された者とする。

(5) 結成方法

自主結成とする。

3 資格審査

(1) 契約担当官等は、技術業務の調達手続を行うに当たり、共同体の参加を認めようとするときは、入札公告又は手続開始の公示において、単体有資格業者に加え共同体にも参加を認める旨を公告又は公示するものとする。

(2) 防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、

防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。)の長は、前号の公告又は公示が行われるときは、次に掲げる事項を公示し、これにより資格認定の申請を行わせるものとする。

- ア 業務名、業務内容及び履行期限
- イ 資格審査申請書の受付期間及び受付場所
- ウ 共同体の組合せ、業務形態及び代表者要件
- エ 認定資格の有効期間
- オ その他防衛省発注機関の長が必要と認める事項

(3) 資格の申請及び認定

ア 共同体の申請については、訓令第32条（訓令第41条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、次に掲げる書類を競争参加資格審査申請書に添付させるものとする。

(ア) 共同体協定書の写し

(イ) その他防衛省発注機関の長が必要と認めるもの

イ 防衛省発注機関の長は、アの申請を取りまとめ、整備計画局施設計画課長あて送付するものとする。

ウ 整備計画課長は、アの申請を受けた共同体について、資格の審査を行い、適格なものを有資格者として認定するものとする。

エ ウによる認定は、認定の対象となった業務についてのみ有効とするものとする。

4 協議規定

この通知の実施にあたり疑義が生じた場合は、整備計画局施設計画課長と協議しするものとする。

5 委任規定

この通知に定めるほか、この通知の実施に関し必要な事項は、整備計画局施設計画課長が定める。